

# フランスにおける社会立法と内縁

中 川 良 延

## 1 はじめに

わたくしは、さきに「フランス民法と内縁」というテーマのもとに、フランスにおいて内縁がどういう原因で発生しているか、そしてそれが民法典のうえでどのように保護され規整されているか、についてきわめて大ざっぱな紹介をした（小樽商科大学五十周年記念論文集 483頁以下）。そこで約束しておいた「フランスにおける社会立法と内縁」に関する考察をするのが小稿の目的である。しかしこの問題に関する文献はあまり多くなく、しかも入手しえたものも二・三のものにかぎられたために、この紹介もまたはなはだ不十分なものになった。このことをはじめにおことわりしておく。

フランスの判例および学説は、民法典の規定の適用が問題とされる範囲内では、一般的にいて、内縁の保護にきわめてきびしい態度をとっており、そうすることによって適法な男女の結合すなわち民法典の婚姻制度を擁護することに奉仕してきた。そこには、内縁をときに不道德なものとみるように——もっともフランス語の *concubinage* にはわが国のいわゆる妾のようなものも含まれているが——、宗教的潔癖の態度さえみられる。このことは前稿でのべたところであるが、それはともかくとしても、このような判例あるいはこれを支持する学説のきびしい態度にもかかわらず、自由結合＝内縁はあとをたたなかつた。しかもそれが、主として、財産をもたずつねに失業の危険にさらされながらその日その日の生活を送っている労働者階級を基盤として発生しているところに、この問題の深刻さがある。すなわち、かれらが正式の婚姻に入らず内縁関係にとどまっているのは、たんに婚姻の手續がわずらわしいからだけではない。それは、民法典の婚姻方式がかれらと異質の存在であるということ、および、その理由とともに、これはもっとも重要なことと思われるが、そもそも民法典に規定されている婚姻の効果がかれらにとっては無関係なもの、無意味な

ものとなっている、というところに由来する。婚姻に付与されている重要な効果である夫婦財産制や法定相続は財産をもたないかれらには無縁な存在と化している<sup>(1)</sup>。だから、民法典の範囲内で内縁がきびしく取扱われていても、かれらにはそれほどの痛痒を感じないのである。しかしこのことは民法典およびその婚姻制度の側からみれば、このような地位にある労働者階級が全人口の相当の部分をしめていることから、一個の深刻な問題たるを失わないのである。

ところで、二十世紀に入って資本主義経済が高度に発展し、そこから析出されてきた労働者階級の一般的貧困化にともなって、これら労働者を中心として貧困化した、あるいは貧困の危険にさらされている一般大衆の福祉をまもるための一連の立法、すなわち社会立法といわれる法体系が各国に生まれてきたことは周知のとおりである。その中心をなしており、今日重要な地位をしめてきているのは、いうまでもなく社会保障立法である。フランスにおいては、すでに十九世紀後半にこの先駆をなす立法がつくられ、その後二つの大戦ごとにますます質量ともに完備されてきたが、とりわけ第二次大戦後は、それまでの制度の欠陥を是正し、これを統一的組織的制度たらしめようとする努力がはらわれて、ついに1945年10月4日の命令を最初とする種々の法令によって、あたらしい社会保障の一般制度が樹立された<sup>(2)</sup>。また一般大衆の居住の安定性は、はやく1918年の借家特別法以来、いくたびかの改正をうけて現行の1948年9月1日法によって確保されている<sup>(3)</sup>。そして、民法典の諸規定にはあまり関心をしめさない労働者階級にとっても、かれらの生活を直接に保障しているこれらの社会立法は重大な関心事となった。

社会保障の目的は、およそ貧困にあるすべての人、および扶養すべき未成年

(1) Edmond-Noël Martine, Le développement de la législation sociale et la droit de la famille, Rev. Trim., 1956, p. 656.

(2) フランスの社会保障制度に関する文献としては、主として高橋武「末高信編・各国の社会保障Ⅲ」(昭和30年)129頁以下を参照した。その他、清水金二郎「社会保障制度」(昭和31年)77頁以下、平田富太郎「今日の社会保障」(昭和32年)53頁以下にもフランスの制度が紹介されている。フランスの現行制度は、一般社会保障制度としての、家族手当、社会保険、業務災害保険の三部門と、失業扶助制度および公的扶助制度からなっている。

(3) フランスの借家法を紹介したものとしては、関口晃「居住権の比較法的研究・フランス」法曹時報4巻2号(昭和27年)59頁以下、有泉亨編「借地借家法の研究一比較法的考察一」(昭和33年)中の「フランス法」(関口晃)がある。

の子、病人、老齢者をもつすべての人に援助をすることである。それ故今日では、社会立法は、民法の規定とならんで家族生活に重大な規制をおよぼすにいたったのである。

フランスにおいても、家族生活はこの民法典の家族規定と種々の社会立法という二つの法体系によって保護規整されている。ところで一般的にいて、両体系の志向するところあるいはその構造には大きなちがいがあある。すなわち、前者が、親族という Person 相互の観念的抽象的つながりを骨軸としてくみだてられているのにたいし、後者は、そのような市民法的構造によっては救済されえない現実の社会的弱者の利益をまもるために生まれてきた法分野であるから、現実の家族共同生活のなかにおける Mensch 相互の現実的つながりを問題とする。<sup>(1)</sup> 具体的にその差異は、たとえば、民法典において重大なものとされている婚姻と内縁、および嫡出子と非嫡出子の厳格な差別は、社会立法においてはあまり重要視されず、むしろ廃止される傾向にある、というところにあらわれている。したがって、このような社会立法が増大してくると、ある程度それは民法典の観念的抽象的構造に修正をもたらすことになり、その結果この二つの法体系の相互関連をとおしてあたらしい家族秩序が形成されてゆくことになる。

こうした問題意識をもって、以下、フランスにおける社会保障立法と借家法について、内縁がどのようにとりあつかわれているかを概観しようと思う。

## 2 社会保障立法と内縁

さきにもすこしのべたように、フランスにおいては、1945年に商工業労働者を中心に実施される社会保障の一般制度が設けられた。それはその後いくたの改正をうけて、現在は1956年12月10日のデクレによって「社会保障法典」(Code de la sécurité sociale)という一個の法典の形をなしている。この一般制度は社会保険、業務災害、家族手当の三部門で構成されているので、以下この一般制度のそれぞれの部門で、内縁がどのようにとりあつかわれているかをみ

---

(1) 市民法と社会法の関係については、法律時報30巻4号参照。

(1)  
よう。

## 1 社会保険の部門

社会保険では疾病・出産・廃疾・老齢・死亡などの給付がおこなわれる。このうち疾病・出産・廃疾保険の受給者には明文上内縁の妻が含まれていないばかりでなく、直接内縁の妻の適用が問題となるような規定がない。また老齢保険の被保険者が死亡した場合の切換年金 (*pension de réversion*) も、受給者は被保険者の扶養をうけていた65歳以上の配偶者とされているので(法典 351条)、内縁の妻に適用の余地はない。

問題なのは、社会保険の被保険者が死亡したときその遺族に支給される死亡一時金 (*capital décès*) である。1945年10月19日オールドナンス 74条およびこれを承継した法典 364条一項はつぎのように規定している。「一時金は、死亡の日に、被保険者の現実、完全かつ継続的扶養を受けて (*êt. à la charge effective, totale et permanente de l'assuré*) いた者に先順位に支給される」と。そこで内縁の妻はこの被保険者の「扶養を受けていた者」(*personne à charge*) にはいるかどうか問題となった。

訴訟委員会 (*commissions contentieuses*) の間ではこの条文の解釈につき意見が対立し、ついに被毀院が判断を下さねばならなくなった。事件は、内縁の妻が自分の名義とともに被保険者との間に生まれた私生子の監護者として死亡一時金の請求をし、他方、事実上別居している正式の妻は被保険者との婚姻から生まれた未成年の子の名義とともに自分の名義でも一時金の請求をしてきた、というものである。これに対し地域委員会 (*commission régionale*) は、被保険者の現実、完全かつ継続的扶養をうけていたことを証明した内縁の妻に一時金を付与した。しかし破毀院民事部は、適法家族と自然家族が併存し、しかも両方とも被保険者の扶養をうけていた場合には、適法家族が自然家族に優先しなければならない、と判示して正妻のがわ(その子)に一時金を与えた。<sup>(2)</sup> この判

(1) E. Martine, op. cit., p. 655 et suiv.; André Rouast, La sécurité sociale et le droit de famille, dans 'Le droit privé français au milieu du XX<sup>e</sup> siècle: études offertes à G. Ripert' T. I, 1950, p. 346; La femme mariée et la concubine au point de vue de la législation sociale, dans 'Conditions de l'épouse et de la concubine' 1956, p. 36.

(2) Civ. 17. nov. 1955, J. C. P., 1955. 2. 9085. Martine, op. cit., p. 662 より。

決からすれば、適法家族がない場合には、内縁の妻の請求権がみとめられることになるわけである。また配偶者は被保険者と法律上もしくは事実上別居してはならないのであるから(法典 364 条 2 項)、正妻との間に子がなく、被保険者が正妻を遺棄して内縁の妻を扶養していた場合には、内縁の妻が受給権を有することになる。ルーア<sup>(1)</sup>はこのような結果を非難し、「扶養を受けていた者」に内縁の妻をふくめることに反対している<sup>(2)</sup>。

## 2 業務災害の部門

業務災害によって夫が死亡した場合には、その寡婦に年金が支給される。しかしここでは法文が「被保険者の配偶者」(le conjoint de l'assuré) と明記しているので(法典 415 条 3 項)、内縁の妻に関する問題はおこっていない。

## 3 家族手当の部門

ここには、産前手当 (allocations prenatales)、出産手当 (allocations de maternité)、家族手当 (allocations familiales)、単一賃金手当 (allocations de salaire unique)、住宅手当 (allocations de logement) がある。フランスの家族手当制度は社会保障制度のなかでも特徴的な部分であり、その高い給付は社会的賃金(賃金の社会化部分)であるといわれている<sup>(3)</sup>。そしてまた、そこに出生率引上げ等の人口政策的な考慮がみられることも一般に指摘されているところである<sup>(4)</sup>。すなわち、一般的な家族手当の受給権者としては、フランスに居住するすべての者をふくみ、職業活動に従事しているか、職業活動不能の証明をした者で子を扶養している者、とされている(法典 511 条, 513 条)。したがって未成年の子の養育がこの制度の中心をなしているわけであり、しかも子について嫡出子と非嫡出子の差別を設けていない。そしてこの反射的効果として、正妻と内縁の妻との差別もほとんど設けられていないのである。

もっともごく小さな差別はある。出産手当と産前手当をのぞいては、職業活動不能の証明をしなければならぬのであるが、寡婦はこの証明を免除されてい

(1) もっとも子がなくとも、被保険者に直系尊属があれば、直系尊属が第三順位に請求をなし得る(法典 364 条 2 項)。

(2) A. Rouast, 'Conditions' p. 37.

(3) 社会保障年鑑 1961 年版 181 頁。

(4) 高橋・前掲 315 頁。

るのにたいし（法典 513 条前段），内縁の妻は二人以上の子がある場合にのみ証明が免除されるので（法典 513 条後段），この点で差別をうけることになる。しかし狭義の家族手当は第二子からしか支給されないのでこの手当については寡婦と内縁の妻は同等になり，したがってここにみられる差別も重大なものではない。個々の手当について簡単にみてゆこう。

まず産前手当および出産手当は1946年 8 月22日法によって設けられたものであるが，婚姻女性と未婚女性の区別なく，すべての懐胎中もしくは出産した女性に支給されるものである（法典 516 条， 519 条）。この二つの手当は，要するに，貧困から墮胎や嬰兒殺しのおこなわれるのを防止しようという人口政策的配慮にもとづくものである。しかしルアーは，「人口統計上の配慮は道徳や家族的考慮を無視するものであってはならない。数がすべてではなく，質はもっと重要である」と，婚姻している母と未婚の母に同等にこの手当を支給することに反対している<sup>(1)</sup>。また，狭義の家族手当は，二人以上の子を養育している者に支給されるのであるが，ここでも不適法な家族が除かれていない。単一賃金手当も同様である。この手当は，賃労働による唯一の職業的収入しか得ておらないで，子を養育している世帯もしくは個人に支給されるものである（法典 533 条）。そしてこれは，嫡出子と私生子の区別なく付与される家族手当の補充をなすものと考えられている<sup>(2)</sup>。家族手当とのちがいは，受給権者が世帯もしくは子の親であるということと，一人の子女をもつようになると直ちに支給される点にしか存しない。ところで1943年以前においては破毀院の判例でこの手当を私生子の母に支給することを拒絶したものがあったが，その後は上にみたように，正式な婚姻と内縁を区別せずにすべての世帯と人に支給されるように明文化されているので，この手当でも婚姻と内縁は同等にあつかわれているわけである。

なお失業手当の立法では，内縁についてなにも規定されていないが，実はこの法の欠缺によって内縁夫婦は有利となっている。すなわち，失業者の配偶者

(1) A. Rouast, *Mélanges Ripert*, T. I, p. 351.

(2) A. Rouast, *op. cit.*, p. 351 ; E. Martine, *op. cit.*, p. 661.

はみずから労働していない場合にはこの手当の割増金 (majoration) をうけるが、これはもちろん通常の失業手当よりもずっとすくないものであり、これに反し、内縁夫婦が二人とも失業している場合にはなんらの制限もなく、二つの失業手当を受けうるわけである。<sup>(1)</sup>しかしこれは完全に立法技術に属する問題といえよう。

### 3 借家法と内縁

借家関係で内縁の妻の地位が問題となるのは、主として、内縁夫婦が夫名義の借家で同居生活をしている途中で、内縁の夫が死亡したとか、あるいはかれがその住所すなわち借家から一方的に立去って行った、という場合であり、その場合、内縁の妻はなおその借家で居住を継続できるか、という問題がおこってくる。まず内縁の夫が死亡したときは、賃借権が相続の対象とされていても<sup>(2)</sup>内縁の妻には相続権がないからか女の居住はその日から不安なものになる。また借家の名義人たる夫がその住所を放棄した場合、とくにその際家主と賃貸借を合意解約して行つた場合も同様である。

フランスでも内縁の妻についてのかような問題は、とくに借家人を保護する特別法が制定されて以来、その適用をめぐる提起され、内縁の妻の居住権を保護する多くの判例がでている。以下、その適用問題に関する判例を分析した<sup>(3)</sup>シュヴローの論文を中心に、これを紹介しよう。

まず1926年4月1日法はその第3条で、期間延長 (prorogation) の権利は、賃借人または占有者が住所を放棄したとか死亡した場合にかれと常時同居していた、かれの家族構成員もしくはかれの扶養をうけていた者に取得される、と規定しており、内縁の妻はこの期間延長の権利を有するものとされていた。

(1) E. Martine, op. cit., p. 663.

(2) 賃借権が相続の対象となることはわが国で一般に承認されているところである。フランスにおいては、民法1742条が「賃貸借は、賃貸人または賃借人の死亡によつて解除されない」とし、この規定は賃借権の相続を認めた規定とされている (たとえば, G. Ripert et J. Boulenger. *Traité de Droit Civil*, T. III, n° 1666).

(3) M. Cheverot et L. Pettiti, *Législation sur les baux à loyers, dans 'Conditions de l'épouse et de la concubine dans la législation française'*, 1956, p. 10 et suiv. なお、個々の判決の紹介は省略する。

つぎに現行1948年9月1日法の4条1項および5条1項の規定をかかげよう。

#### 第4条第1項

「第1条および第2条に規定された家屋の善意の占有者は……法律上当然にかつ何らの形式の履践をも要せず、本法の諸規定に反しない限り従前の契約の文言と条件において、占有維持の利益を取得する。」

#### 第5条第1項

「第1条が目的とする家屋についての占有維持権は、占有者の住所放棄あるいは死亡の場合には、6ヵ月以前から占有者と常時同居していた、占有者の家族構成員あるいは占有者の扶養を受けていた者に帰属する。」

この4条および5条の規定する占有維持 (le maintien dans les lieux) は、1926年法の期間延長と同趣旨のものであり、適法な権原にもとづく賃借人あるいは占有者を立退の不安から保護することを目的として、その居住すなわち家屋占有を法律的に強化したものである。

内縁の妻はこの規定の保護を受けうるか。具体的には、内縁の妻が、4条の「占有者」(occupant) あるいは5条の「占有者の扶養する者」(personne à sa charge) になるかどうかということで問題となった。

離婚婦および寡婦はこの4条によって占有維持権を有する。すなわち判例は、寡婦については、家主が賃借人たる夫の死亡前に賃貸借を解約しなかったときは、賃貸借は民法1742条によって相続し、かくして寡婦は、解約告知されてもすでに賃借人たる権原を有するから「善意の占有者」とみられる、とし、また離婚婦についても、法定共有財産制の下で婚姻しておれば、婚姻住所となっているアパートの賃貸借が夫によって締結されていてもそれは共有になり、その結果かの女の占有が本来明白な権原にもとづくことになるし、夫の住所放棄の場合の5条を援用することもでき、いずれにしても離婚婦は占有維持権を認められる、としている。寡婦が5条の「家族構成員」として占有維持を付与されることはいうまでもない。

内縁の妻については、4条の占有維持権は、占有者がかの女の占有をはじめに明白な権原に基づかせておかないかぎり、与えられない。しかし、もしかの

女が5条の「扶養を受けていた者」に入ること証明すれば、この方で占有維持を主張し得る、とされている。そして実は、5条に「扶養を受けていた者」という語が挿入されたのは、内縁の妻を保護するためであったのである。<sup>(1)</sup>

しかし「扶養を受けていた者」という語を通してなされる内縁の妻の保護には、一定の限度がある。裁判所は一般にこの言葉を厳格に解釈し、生計に必要な金銭を実際に受け取っていた者はこれに入るが、愛人と同棲し一緒に働き、そして偽家庭 (*faux ménage*) の維持に貢献してきた女性は含まれない、としている。いいかえれば、内縁の夫が死亡した場合でも、その内縁の妻はかれの扶養を受けていないかぎりその家屋に居住できなくなるわけである。シュヴローは、金持の愛人と同棲していて何もしていない女が占有維持権を認められるのに反し、ふつうの世帯生活を営んでいても働いている内縁の妻は内縁の夫の扶養を受けていなかったという理由でこれが拒否されることは、不公平である、と批判している。<sup>(2)</sup>

つぎに内縁の妻の占有維持権は賃借人の相続人に対しても主張しうるか。この場合、内縁の夫が賃借中にとつぜん死亡した場合と、かれが賃借人でなく単なる占有者のときに死亡した場合とを区別しなければならないとされている。すなわち判例によると、賃借人の内縁の妻は、賃借人死亡後に家主から通告された解約の効果を相続人に主張し得ないのであり、内縁の夫が死亡当時占有者であって賃借人でなかった場合にのみ相続人に対し占有維持権を主張し得るのである。

なお、占有維持権のほか、内縁の妻がその夫からの遺贈によって賃借権を取得し得ることを認めた判決がいくつかある。それによると、賃借権は民法1742条により賃借人の遺産として相続人に承継される性格を有する債権であり、原則として被相続人たる賃借人の遺言により相続人以外の者に譲渡することもできるのであるから、したがって賃借人は、有効に賃借権をかれの内縁の妻に遺贈できる、とされている。<sup>(3)</sup>

(1) Cheverot, op. cit., p. 11; R. Patel, G. Lejeune et G. Azéma-Meunier, *Loyers*, 1954, p. 131.

(2) Cheverot, op. cit., p. 12; パーテルも同様な批判をしている (Patel. op. cit.).

(3) Cheverot, op. cit., p. 13.

こうして借家法に関する判例を検討したシュヴローは、「一般に、内縁の妻（扶養をうけていた者）と離婚婦もしくは遺棄された配偶者にはほとんど対等の保護が与えられている」と結論づけている<sup>(1)</sup>。

#### 4 結びにかえて

以上ごく簡単に、社会保障立法と借家法において内縁がどのように保護されているかをみてきた。内縁の妻を保護する規定はわが国の社会立法においてもみられるのであるから、ここで結びにかえて、いちおう、これらの社会立法の問題、あるいはそれが市民法たる民法にどのような影響を与えるかを考えてみたい。

最初のにべたように、社会法とよばれる法分野においては、人を抽象的観念的に把握している市民法とちがって、具体的現実的な人間、すなわち、資本主義経済の一定の発展段階において現実的社会的に発生してきた貧困化した、あるいは貧困の危険にさらされている一般大衆を保護救済することにその目的がおかれているのである。とくに社会保障立法の出現は、これまで個人の生活を保障していた家がもはやその機能をはたし得なくなり、それにかわって社会もしくは国家がその責任を負担するに至ったことを意味するものであり、しかもこの立法は、当該社会関係における現実の生産共同体の保護を目的とするものであるから、そのかぎりでは、抽象的形式的に家族を設定してその構成員間の扶養の権利義務関係を規定する市民法＝民法典の扶養秩序とのあいだに矛盾を生ぜしめることにならざるを得ない。これを具体的にフランス法でみると、民法典は夫婦関係については法律上の婚姻と内縁とを厳格に区別し、判例によっても内縁夫婦は不適法な結合として相互に扶養の義務は認められていないのであり、また別居についても一定の法律上の手続をとっているもののみを考えて事実上の別居にはなんらの法的効果を与えられておらず、さらに親子関係では、嫡出子と私生子のあいだに法律効果の差別をおいているだけでなく、認知されていない事実上の親子からはいかなる法律関係も生じないのである。これに反して社会保障立法では、まえにみたように内縁の妻が一定の範囲で保護をう

(1) Cheverot, op. cit., p.15.

け、さらに、ここでは直接には扱わなかったが事実上の別居や親子関係についても法的効果が付与されている。こうして両体系のあいだには明白な相違・矛盾がみられるのである。とりわけフランスにおいては、判例・学説ともに民法典との関係で内縁の妻の保護を頑強に拒んでいるのが現状だから、この矛盾は一層おおいがたいものになっている。

またこのような社会立法の規定に対して、フランスの学者は多く批判的なようである。たとえばルアーは「社会保障と家族法」において、「さらに多くの規定が自由結合と婚姻とを同等に扱っているのはもっと悲しむべきことである。私生子の母を援助し私生子を保護する処置を増大しなければならないのはもちろんであるが、そのことは内縁の妻を配偶者と同視したり、私生子を嫡出子と同視すべきことを意味するものであってはならない。それどころか、社会保障の構造も、わが法のすべての諸制度と同じように、どうしても必要な習俗の建てなおしに寄与するよう、婚姻および適法家族を尊重するという配慮のもとに組立てる必要がある」といっている<sup>(1)</sup>。さらにまたマルチヌも、「たいして誇張することもなく人は内縁関係の真の法的承認をかたることができ、しかも偽世帯に与えられた保護はわが家族法の諸原則を覆えす危険がある。立法者が不適法な世帯に、婚姻世帯と同一ではないにしても、少なくともそれに類似した保護を与えていることは遺憾である。したがって、およそ貧困な人に対してなされるべき国家的扶助をやめることなしに、社会立法が適法家族を優遇し、不適法な世帯をして婚姻に押しやるように整理されることがのぞましい」とのべて、かれの論文「社会立法の発展と家族法」を結んでいる<sup>(1)</sup>。

社会立法と民法典の間にみられる矛盾を解決するためには、これらの学者の意見にみられるように、民法典の伝統的な諸原則を堅持して社会立法でもこの立場を貫ぬいてゆくか、あるいは、事実状態を尊重する社会立法の線に沿って民法典の規定を解釈もしくは改正してゆくか、の二つの方法がとりあえず考えられる。しかしそうした立法論はともかくとしても、できるかぎり事実上存在する生活共同体を中心として保護しなければならないという社会立法の要請が

(1) A. Rouast, *Mélanges Ripert*, T. I, p. 361.

(2) E. Martine, *op. cit.*, p. 671.

あり、しかも現実にそのような要請にそった規定が存在する以上は、それは伝統的な民法典の諸原則を修正してゆくことになる。たとえばこのことを内縁についてみると、内縁関係に一定の法的保護を与えている社会立法の出現は、内縁を不適法視している民法典の解釈に対して重大な影響を与えざるを得ないだろう。内縁の夫が第三者の不法行為によって死亡した場合に、内縁の妻には「法律上保護される正当の利益」がないから加害者に損害賠償を請求し得ないというのがフランスの判例であるが、<sup>(1)</sup>社会立法上一定の保護をうけている内縁の妻に「正当な利益」がないとはもはやいえないのではなかろうか。このほかにもいろいろな場合に内縁の妻を保護する解釈が導き出されてくるはずである。このような点で、フランスの内縁法が将来どのように発展してゆくか、注目されるところである。

なお、社会立法における内縁保護の態様についても問題がある。その態様は大まかに直接的な保護と間接的な保護に分けられる。前者は、たとえば、社会保険の被保険者死亡の場合の死亡一時金の給付や借家法の占有維持権のように、内縁の妻が被保険者もしくは借家人の「扶養を受けていた者」とされて直接に保護されている場合であり、後者は、家族手当にみられるように直接に保護されているのは未成年の子であり、その間接的効果として内縁が保護されている場合である。家族手当についてはフランスにおける人口政策的考慮がうまく反映しているとしても、そもそも私生子は両親の結合が適法か不適法かによって嫡出子とのあいだに差別を設けられるいわれがないのであるから、このような私生子の保護をつうじてなされる内縁の保護は今後もつづけられてゆくだろう。問題はむしろ内縁を直接に保護する場合にあるように思われる。こうした保護を与えるべきでないという議論は、ここでは論外としても、内縁の妻の保護をどのような形でなすべきかは問題であろう。内縁の妻を法律上の配偶者と同視するか、あるいは、夫の「扶養を受けている者」として把握するか、ことに後者の態様をとった場合に、借家法5条の占有維持権にみられるような不合理があらわれてくるので、今後の立法が注目される。

法律上一定の形式をととのえている男女の結合のみを婚姻とみるのがのぞま

---

(1) 拙稿「フランス民法と内縁」小樽商科大学創立五十周年記念論文集 498頁。

しいならば、できるかぎり多くの結合を正式の婚姻に至らしめるために、その形式ないしは手続を簡易なものにすることが必要であるが、同時にそこには、現実に存在する法律上の方式をとっていない結合をどのように保護するかという問題が当然おこってくる。事実上の婚姻に全く法的効果を与えなければ多くの内縁をして正式の婚姻に入ることが余儀なくされるわけであるが、それにしても内縁にとどまっている者、とくに弱者たる内縁の妻はみじめである。反対に、内縁にできるかぎり婚姻に準じた保護を与えれば、多くの結合は正式の婚姻をしなくなるだろう。内縁問題の焦点はここに存するといえよう。